

登録教習機関の変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 （事務所の名称）	株式会社鹿屋寿自動車学校 （空港DS講習センター）
変更前の登録教習機関の住所 （事務所の所在地）	鹿児島県鹿屋市寿二丁目13番29-1号 （鹿児島県霧島市隼人町内2377番2）
変更後の登録教習機関の住所 （事務所の所在地）	鹿児島県鹿屋市札元一丁目13番30号 （鹿児島県霧島市隼人町内2377番2）
変 更 年 月 日	令和8年6月1日
登 録 番 号	28-1

令和8年6月23日

鹿児島労働局長

